

丹波篠山市の人権施策事務事業

□ 相談事業

1. 施策の目的

複雑多岐にわたる人間関係の中では考え方に相違が生まれ、それに伴い様々な問題が生じることがある。家庭や自治会等での人間関係等当事者にとっては重大で深刻な問題となる。

それらの問題に対し、様々な相談窓口を開設することにより、市民一人一人の問題解決への助言や専門機関への橋渡しをすることで、心の負担を少しでも軽減することも大切な役割である。

人権の視点からお互いに相手を尊重する意識を持つことで、問題の解決につなげていく。

2. 事業の概要

市役所第2庁舎人権推進課内に人権教育指導員及び人権相談員の2名を、市民センター内の男女共同参画センターに相談員2名を配置し、市民からの電話・来庁による相談業務を行っている。

また、福祉部局では、「ふくし総合相談窓口」や「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、さまざまな相談に応じている。

支所及び市民センター等公共施設においては、特設人権相談所として年間の開設日を定め人権擁護委員が相談に当たっている。

(1) 各種相談

ア 人権教育指導員及び人権相談員

・市役所第2庁舎1階 月～金曜日

イ 人権擁護委員

・丹南健康福祉センター 第1金曜日（9時～11時30分）

・市民センター 第4金曜日（9時～11時30分）

・市役所第2庁舎1階 第2水曜日（9時～12時）

・西紀支所、城東公民館、ハートピアセンター、
今田まちづくりセンター 各施設年1回

ウ 男女共同参画センター「フィフティ」

・市民センター1階 火～日曜日（9時～17時）

(2) 相談内容について

相談の内容が直接人権に関するだけでなくとも相談を受けることがある（自治会内トラブル、近隣トラブル）。できる限り対応することとしているが、専門的知識を要する相談内容には十分対応しきれないことがあり、それぞれの相談窓口へつなぐこととしている。また、法務専門員に助言を求めたり、同席してもらったりするなどして、早期解決に努めている。

ドメスティックバイオレンス（DV）の相談については、緊急に対応しないといけない場合もあることから、生活保護担当、障がい福祉担当、児童福祉担当、県女性家庭センター等と連絡を密にしている。

手続き関係では、本人にさせていただくのが基本ではあるが、DV被害者は精神的に不安定な方や行政手続きが不得手な方もおられ、「保護命令（「接近禁止命令など）」の手続きのため、警察・法テラス（弁護士）・他の自治体窓口、裁判所等

へ「同行支援」を行う。

各ふれあい館では、地域住民や周辺住民の身近な相談窓口として総合生活相談事業を行っている。地域巡回訪問を行い高齢者への声掛けを行っている。

相談件数の推移（R1～R6.3月末） 人権推進課受付分

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	合計
人 権	1	3	3	14	5	26
D V	10	7	6	6	1	30
家 族	38	69	57	43	20	227
生活、健康	65	44	59	15	80	263
性被害	2	0	2	3	0	7
教育・育児	1	0	0	0	0	1
職場、地域の人間関係	17	13	32	29	11	102
その他	20	14	60	42	80	216
総 数	154	150	219	152	197	872

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	合計
電話相談	117	129	194	122	174	736
面接相談	37	21	25	28	23	134
訪 問	0	0	0	2	0	2
総 数	154	150	219	152	197	872

令和6年度の取り組み方針

「ふくし総合相談窓口」、「障がい者基幹相談支援センター」、「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「家庭児童相談室」等との連携を密にし、相談者に寄り添いながら、必要に応じて関係機関への橋渡しをする。

ふれあい館では、待つのではなく出かけていき地域の課題やニーズを発見し予防していくことも必要である。そのためにも、引き続き高齢者や独居家庭の訪問を定期的実施していく。

DV被害者からの相談は、諸問題を含んでいることを勘案しながら、地域の関係機関と緊密に連携し、被害者の保護・自立支援を進める。DV対策の推進として、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施する。

令和6年度 特設人権相談計画表

場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所人権推進課 (第2水曜日AM) 9:00~11:30	10日	8日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	12日
	26日	24日	28日	26日	23日	27日	25日	22日	27日	24日	28日	28日
丹波篠山市民センター (第4金曜日AM) 9:00~11:30	5日	3日	7日	5日	2日	6日	4日	1日	6日	3日	7日	7日
		祝日のため 開設しない								三が日のた め開設しない		
西紀支所 (年1回) 13:30~16:00			6日									
							2日					
今田まちづくりセンター (年1回) 13:30~16:00												
城東公民館 (年1回) 13:30~16:00	18日											
ハートピアセンター (年1回) 13:30~16:00									26日			

- は、行政・人権・心配ごと相談
- は、祝日等のため開設なし
- は、人権・心配ごと相談
- は、人権相談

□ 男女共同参画

1 施策の目的

男女共同参画を進めることで、男性も女性も性別に関係なくそれぞれの特性を生かし、共に活躍できる環境を整え、充実した豊かな暮らしを実現するための関係づくりを目指している。

また、家庭や地域、職場における固定的な役割分担を見直すことにより、地域の活性化を促進し、市全体における男女共同参画社会の実現を図る。

2 事業の概要

(1) セミナー・研修会等の啓発事業

男女共同参画社会の推進と啓発のため、各自治会の男女共同参画推進員や市民に参加を呼びかけ、講演会などの企画運営を行っている。各種事業の実施については、市ホームページや広報紙に掲載し、公共施設にチラシを配布するほか、新聞社への記者発表を通じて広く周知している。

また、女性のための働き方セミナーや個別相談会、女性起業カフェを実施し、女性の活躍を促進する啓発や支援を行っている。

《令和5年度事業実施報告》

① 男女共同参画センター「フィフティ」開設1周年記念講演会

人権・同和教育研究協議会 共生（仮）部会研修会

日 時：令和5年11月5日（日）13時30分～15時30分

演 題：「ぐちを言うより変えていこう」

講 師：中川 智子さん（男女共同参画アドバイザー）

参加者：128人

② 男女共同参画研修会

【第1回】

日 時：令和5年7月26日（火）19時00分～20時30分

演 題：「アンコンシャス・バイアスを知ろう」

～だれもが参画しやすい社会を考える～

講 師：小川 真知子さん（NPO 法人 SEAN 代表）

参加者：91人

【第2回】

日 時：令和6年2月14日（水）19時00分～20時30分

演 題：「男性の育児が社会を変える」～家族の幸せと企業の成長～

講 師：中西 信雄さん（NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西）

参加者：60人

③ 中川アドバイザーによる「ミニ講演会」(全4回)

	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	11月29日(水) 13:30~15:30	1月24日(水) 13:30~15:30	2月27日(火) 13:30~15:30	3月15日(金) 13:30~15:30
演題	国会の裏ばなし	子育てを楽しむには	介護について語ろう	がんばりすぎない人生を
参加者	25人	7人	20人	26人

④ 出張！女性のための働き方セミナー

日時：令和5年6月14日(水) 10時00分～12時00分

演題：「働く女性のための将来設計」

～「お金」と「働き方」について考える～

講師：藤原 寛子さん(株式会社ミライアル代表)

参加者：9人

⑤ 女性起業カフェ in 丹波篠山

日時：令和5年12月2日(土) 10時00分～11時30分

講師：岩田 瑞希さん(iwata-style)

参加者：11人

⑥ フィフティワークショップ

【第1回】

日時：令和5年5月13日(土) 13時00分～15時00分

内容：「アレンジポットを作ろう」

講師：植西 恵子さん(兵庫県認定園芸療法士)

参加者：12人

【第2回】

日時：令和5年8月19日(土) 13時00分～15時00分

内容：「アロマ体験」

講師：寺本 秀代さん(アロマインストラクター)

参加者：10人

⑦ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回(6/21、10/20、2/21)市広報紙挟み込みにて全戸配布。

《令和6年度事業実施計画》

① 男女共同参画研修会【継続】

市内在住、在勤、在学の方や各自治会の男女共同参画推進員を対象に、市民の男女共同参画に対する意識の向上を図るための研修会を年2回開催する。

【第1回】

日 時：令和6年7月11日（木）19時00分～20時30分

演 題：「それってホントにあたりまえ？」

～アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を知ろう～

講 師：浜野 千春さん

【第2回】（2月）

県立男女共同参画センター（女性活躍センター）との共催事業として、市内事業所向けの研修会を開催する。

② フィフティ連続ミニ講座【継続・拡充】（全6回）

定員30人程度の連続ミニ講座を開催。さまざまなテーマを企画し、中川アドバイザーを含め外部からも講師を招いて、令和5年度より回数を増やして開催する。

男女共同参画に関する内容だけでなく、福祉などのテーマも扱い、幅広い層の方々に興味を持っていただくとともに講座の内容から、男女共同参画・女性活躍を考える研修会を開催する。

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
日 時	5月29日(水) 13:30～15:30	7月30日(火) 14:00～16:00	8月23日(金) 13:30～15:30	10月30日(水) 13:30～15:30
演 題	起業のはなし	介助犬を知っていますか？	国会よもやまばなし	老いをいかに生きるのか
	第5回目	第6回目		
日 時	1月30日(木) 13:30～15:30	3月4日(火) 13:30～15:30		
演 題	災害とボランティア	ハンセン病問題と 人権侵害を考える		

③ 出張！女性のための働き方セミナー【継続】

女性のキャリア形成や自分らしい働き方、女性が直面しやすい課題を理解し、その乗り越え方を考えるためのセミナーを開催する。（県立男女共同参画センター共催事業）

日 時：令和6年6月22日（土）10時00分～12時00分

演 題：「女性のためのキャリアデザイン」

～自分の価値観や強みから自分らしい働き方を考える～

講 師：飯鉢 仁弥さん（キャリアコンサルタント／ライフシフトパートナー）

④ 女性起業カフェ in 丹波篠山【継続】

丹波篠山市内で起業された先輩女性経営者から、起業のきっかけや経営のコツなどについて身近なお話を伺い、起業に必要な情報を収集・共有するとともに、参加者同士の交流を促進するセミナーを開催する。

日 時：令和6年9月26日（木）14時00分～15時30分

講 師：梅谷 美智子さん（うめたんF U J I店主）

⑤ 出前女性のためのチャレンジ相談【継続】

出産、育児または介護等のために離職した女性の再就職や起業、新たな地域活動の立ち上げ等への支援の一環として、1日3枠の「出前チャレンジ相談」を年2回開催する。(県立男女共同参画センター共催事業)

日 時：令和6年11月16日(土)／令和7年1月25日(土)

両日9時00分～12時20分【1枠50分で3枠の実施】

相談員：飯鉢 仁弥さん(キャリアコンサルタント／ライフシフトパートナー)

⑥ フィフティワークショップ【継続】

男女共同参画センター「フィフティ」を身近に知っていただき、気軽にお越しいただける場所とするため、ワークショップを年2回開催する。

【第1回】

日 時：令和6年11月9日(土) 10時00分～12時00分

内 容：「苔玉をつくろう」

講 師：植西 恵子さん(兵庫県認定園芸療法士)

【第2回】

日 時：令和6年12月7日(土) 10時00分～11時30分

内 容：「だれでもできるタオルストレッチ」

講 師：小畠 賀子さん(男女共同参画センター相談員、ヨガ指導有資格)

⑦ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行【継続】(6月・10月・2月)

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回市広報紙挟み込みにて全戸配布する。

(2) 女性委員会

女性委員のみで構成された委員会として、第11期女性委員会(委嘱期間：令和4年8月19日～令和6年8月18日の2年間)は、市政の各分野についての調査・研究を行い、女性の視点からの提言を行うことで「男女共同参画社会」を目指している。令和5年度には9回の委員会を開催した。

令和6年度は、これまでの調査・研究内容を基に市政への提言をまとめ、市長に対して、4月10日に中間報告、5月29日には最終報告として提言書を提出した。この提言書は「だれもが安心して利用できる『おもてなしトイレ』で丹波篠山にいらっしゃい！」のタイトルで、丹波篠山市の公共施設のトイレの整備、特に三の丸広場トイレの改修を提言した。

(3) 相談業務

① 男女共同参画センターでの受付

常設の女性相談員として会計年度任用職員を2名配置し、悩み相談等を受け付ける。

面談による相談は、相談者の安全とプライバシーの保護に配慮し、周囲の視線や音を遮断した相談室（個室）において対応する。

また、相談員の資質向上として、計画的にフェミニストカウンセラーの資格取得に取り組んでいる。（令和5年度1名取得、令和6年度1名取得予定）

◇相談件数（常設相談）

【集計期間：令和5年4月～令和6年3月】

区分	人権	DV	家族	生活、健康	性被害	教育、育児	職場、地域の人間関係	その他	総数
件数	4	3	5	2	1	0	7	7	29
区分	面接相談	電話相談	訪問	総数					
件数	17	12	0	29					

② 女性のための悩み相談

男女共同参画センター窓口では相談しづらい問題や、より専門的な相談について対応できるように、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸に委託して、「女性のための悩み相談」を実施している。

■令和5年度相談日：14日（1日3枠、毎月第4木曜日、8月・1月の第4土曜日）

◇相談件数（フェミニストカウンセリング神戸）

【集計期間：令和5年4月～令和6年3月】

区分	生き方	夫婦関係	家族関係	対人関係	性・性被害	こころ	暮らし	労働	その他	総数
件数	2	18	3	1	0	5	1	0	0	30
区分	面接相談	電話相談	訪問	総数						
件数	28	2	0	30						

■令和6年度相談日：14日（1日3枠、毎月第3金曜日、8月・1月の第4日曜日）

③ 中川智子さんによる「ちょこっと相談」

子育てのこと、家族のことなど、気軽に相談できる相談会を開催（要予約）。相談だけでなく、世間話や日常的な愚痴でも受け付け、中川アドバイザーと気軽にお話しができる場としている。

■令和5年度相談日：10日

【集計期間：令和5年10月～令和6年3月】

	10月	11月	12月		1月		2月		3月	
	24日 (火)	24日 (金)	1日 (金)	8日 (金)	19日 (金)	26日 (金)	2日 (金)	16日 (金)	8日 (金)	22日 (金)
相談者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人	0人	2人	2人	2人

■令和6年度相談日：24日（1日2枠／毎月2回）

（４）男女共同参画審議会

令和4年1月に男女共同参画審議会を設置し、センター事業について審議する。

■令和5年度

【第1回】

日 時：令和5年8月10日（木）13時30分～15時00分

内 容：第3次男女共同参画プランの進捗状況について、今後の男女共同参画

施策・事業について

【第2回】

日 時：令和6年3月6日（水）13時30分～15時00分

内 容：令和5年度男女共同参画センター事業報告、令和6年度男女共同参画センター事業計画について

■令和6年度

【第1回】

日 時：令和6年6月26日（水）13時30分～15時00分

内 容：第3次丹波篠山市男女共同参画プランの進捗状況について、令和5年度男女共同参画センター事業報告、令和6年度男女共同参画センター事業計画について

【第2回】

10月開催予定

（5）男女共同参画アドバイザーの就任

令和5年7月に前宝塚市長の中川智子さんが男女共同参画アドバイザーに就任し、令和6年度も再任された。週1回の勤務で、男女共同参画施策や事業に関するアドバイスをを行い、相談や講座の開催など、さまざまな事業を実施している。

（6）その他

市健康課が進めている「つばめプロジェクト」では、男女共同参画センターの窓口やセンター横にあるフリースペースで生理用品を配布している。また、女性用トイレにはポスターを掲示し、この取り組みについての案内を行っている。

□ 人権啓発活動地方委託事業(法務省から県経由の委託)

地方委託事業の法的根拠

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、必要な措置を定める「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)が、平成12年12月に公布・施行され、同法第9条は、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」と規定している。

人権啓発活動地方委託事業の目的

人権啓発活動地方委託要綱第2条に「啓発活動は、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする」と定めており、この趣旨に基づいて実施されている。

丹波篠山市の人権啓発地方委託事業

丹波篠山市では、「地域人権啓発活性化事業」として「人権の花運動」、「デカンショ祭人権PR運動」および「人権啓発発表会(人権フェスタ)」の3事業を実施している。

事業実施にあたっては、神戸地方法務局柏原支局の事務的な助言、柏原人権擁護委員協議会の各委員と連携し、相互協力のもと実施している。

1. 人権の花運動

小学校2校、幼稚園2園の各児童園児を対象に毎年実施する。

事業の目的は、児童・園児自身が、友だちと協力しながら花を育てることを通じ、生き物を大切にする心、優しさや思いやりの心を育み、人権尊重思想を涵養していく。

人権擁護委員が主となって児童・園児とともに苗を植え、それぞれの発達段階に応じた人権啓発の講話を行う。

令和6年度実施状況「人権の花運動」

大山幼稚園	5月21日(火)
西紀きた幼稚園	5月21日(火)
多紀小学校	5月21日(火)
城東小学校	5月22日(水)



2. デカンショ祭人権PR活動

デカンショ祭会場において、広く市民や来場者の人権意識の高揚を図るため、法務局支局員、人権擁護委員協議会とともに啓発活動を実施する。啓発物品として、メッセージ入りの「啓発タオル」（法務局はうちわ）を作成し配布する。総踊りには、協議会として参加し「人権まもる君、あゆみちゃん」の着ぐるみで啓発活動を実施する。



3. 人権フェスタin丹波篠山

人権週間（毎年12月4日～10日）に合わせて開催している人権フェスタも、今年度で22回目を迎える。

講演会、人権擁護委員協議会や解放子ども会、市内各小中学校、各種団体の展示・発表の場として、イベント的な人権啓発発表会としている。市人権・同和教育研究協議会の研究大会と連携し、同一日の開催として実施する。

市同教研究大会と同時開催

☆メインイベント 令和6年12月14日（土）

丹波篠山市田園交響ホール

- あいさつ運動啓発ポスター入賞者ほか表彰
- 市内中学生人権作文受賞者表彰・発表
- 基調講演 演題

『ネット人権侵害と部落差別の現実

～「寝た子」はネットで起こされる！？～』

講師 川口 泰司さん

（一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長）

☆作品展示 令和6年12月9日（月）～15日（日）

各種協賛団体による人権啓発パネル展、人権啓発資料などの展示

- 体験型人権学習活動支援事業「人権作品展」
- 柏原人権擁護委員協議会など各種団体のパネル展示
- 感謝の手紙
- あいさつ運動啓発ポスター

□ 住民学習

1. 施策の目的

自治会における住民学習は、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための学びの場、気付きの場として、積極的に取り組んでいく。また、この住民学習を通して、お互いのことを正しく理解し、お互いを認め合うことで、地域の一人一人が大切にされる住み良い地域社会をめざす。

令和6年度の学習テーマは、「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」。

現在、わたしたちの生活は、急速に発達したインターネットをはじめとした情報化社会と切り離して考えることは出来ません。インターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見や考えを表明することができます。一方で、このインターネットを使って部落差別や外国人差別を助長するような情報配信が多発しています。また、何気なく軽い気持ちで行った投稿がもとで、投稿者自身が第三者から誹謗中傷を受けることがあり、深刻な人権問題となっています。インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した行為であると気づくことを大切に、だれもが一人の人間として尊重される社会の実現をめざしていきます。

2. 事業の概要

(1) 人権学習会：さまざまな人権課題をテーマに学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加あり)

さまざまな人権課題の中から、本年度は「ネット社会における部落差別と人権～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～」のテーマを取りあげる。

(2) 自主学習会：自治会の地域課題等を取り入れた学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加なし)

少子高齢化が進む地域の中で互いに支え合い・助け合うことの大切さを共通認識する中、各自治会が抱える地域課題を人権の視点から選択し、地域にあったテーマに取り組んでもらう。

(3) 住民学習実績（令和5年度）

ア 人権学習(性の多様性)

実施自治会数 207 実施率 79.01%(令和4年度 132 実施率 50.38%)
(令和3年度 68 実施率 26.15%)

イ 自主学習

実施自治会数 206 実施率 78.63%(令和4年度 107 実施率 40.84%)
(令和3年度 64 実施率 24.62%)

主な学習のテーマとして、「ワクワク農村プラン」を173自治会、防災関連を11自治会で実施された。

ウ 啓発冊子

次年度の住民学習テーマに即した啓発冊子を全戸に配布し住民学習会への参加を促した。

(4) 研修会の開催

ア 「丹波篠山市民人権のつどい～人権啓発研修会～」

年度はじめに、各推進員及び市民対象に開催。人権啓発推進員（助言者）の委嘱状交付、講演等。内容は、住民学習のテーマに沿った「ネット社会における部落差別と人権」。

日 時：令和6年4月24日（水） 19：00～20：30

会 場：四季の森生涯学習センター多目的ホール

内 容：人権啓発推進員へ委嘱状代表交付、
講演「ネット社会における部落差別と人権
～IT革命の進化をふまえて～」

講 師：北口末広さん（近畿大学人権問題研究所特任主任教授）

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般

イ 事前研修会

5月中旬から下旬にかけて6会場で開催。各推進員（人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、住民学習支援員）が対象。

日 時：令和6年5月15日～31日 19：30～21：00

会 場：市内6会場

内 容：令和6年度住民学習の目標
住民学習の進め方、事務手続き
研修 丹波篠山市人権教育指導員 津瀬 雅之
提案テーマ「ネット社会における部落差別と人権」
～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～
人権啓発DVD視聴 「大切なひと」34分

ウ 人権講演会

多様な人権課題をとりあげ、丹波篠山市民を対象に講演会等を開催する。

【第1回人権講演会】

日 時：令和6年11月頃を予定

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民及び市職員

【第2回人権講演会】（未定）

エ 地区主催の人権・同和教育研究大会の推進

地区単位の住民学習の場として、主体的な開催を支援する。

主催：地区自治会長会、まちづくり協議会、実行委員会など

共催：丹波篠山市、丹波篠山市教育委員会、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会、
柏原人権擁護委員協議会



□ ふれあい館

1. 施策の目的

ふれあい館は、丹波篠山市立ふれあい館に関する条例第1条に「地域社会における福祉の向上及び人権啓発における住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための各種事業を実施する」と規定されており、市内に5館（畑、日置、西紀、味間、古市）設置している。

ふれあい館では、

- (1) 地域の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 各種学習、講座及び相談に関すること。
- (3) 自主的、組織的活動の促進に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他必要な事業

を実施している。



名称	位置	開設年月日	館長	指導員	総括
畑ふれあい館	菅地内	S46. 4. 1	1	1	1 (本庁勤務)
日置ふれあい館	西荘地内	S54. 4. 1	1	1	
西紀ふれあい館	川西地内	S54. 4. 1	1	1	
味間ふれあい館	中野地内	S50. 4. 1	1	1	
古市ふれあい館	牛ヶ瀬地内	S55. 4. 1	1	1	

2. 事業の概要

(1) 相談事業

個人情報保護を原則として、住民の人権や生活上のさまざまな相談を受けている。関係機関と密接な連携と相互協力を図りながら、問題解決にあたる。信頼関係を築きながら必要に応じて巡回訪問等を随時行う。

相談日：月～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00

(2) 地域交流事業

地域住民相互の交流・促進を図るとともに、人権意識を高めながらあらゆる差別の解消を目指す。納涼大会、視察研修、各種教室（書道、パソコン、点訳、舞踊など）など

(3) 地域福祉事業

地域におけるさまざまな生活上の課題解決に努めるとともに、日常生活に役立つ事業を展開する。食生活改善事業（健康料理教室）、健康教室、ヨガ教室、友愛訪問活動、グランドゴルフ、かご作り教室など

(4) 調査研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する。

(味間ふれあい館)

篠山藩が出した様々な差別政策を検証しながら、約200年前に書かれた「西誓寺文書」の解読作業を行っている。解読作業により、当時の被差別民衆の暮らしの一端を垣間見ることができ、被差別部落の人々が生き生きと生活していたことが分かっている。

しかし、市民に啓発する場がなく、「西誓寺文書」の存在もあまり知られていない。そこで、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画で、部落史研究の成果を編さんし、市民に啓発を行うこととしており、本年度、啓発誌として発行予定。

(5) 人権啓発・広報活動

ふれあい館だより（月1回）を発行し、人権問題に関する啓発や館事業の紹介、生活上の諸問題に関する情報提供などを行いながら、地域住民の意識啓発を行う。

(6) 運営委員会等

各ふれあい館の円滑な運営を図るため、運営審議会及び運営委員会を設置し、ふれあい館の運営や各種事業について協議する。審議会年1回、委員会年2回。

(7) 部落差別解消推進法に関わる取り組み

ア 相談事業

相談事業については、これまでから生活上の各種相談、人権に関わる相談等、各関係機関との密接な連携と相互協力を図り、地域住民と信頼関係を深めてきた。「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに相談体制の充実を図る。人権推進課職員及びふれあい館の職員対象の研修を行ったり、市外のさまざまな研究大会等に参加したり、スキルアップを図る。

また、これまで実施している訪問活動についても、引き続き積極的に行い、相談者に寄り添うふれあい館をめざす。

イ 啓発活動

人権・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた啓発・広報活動については、毎月発行している館だよりなど、積極的に展開しているが、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに意識の高揚を図る。

3. 事業の実績

令和5年度 ふれあい館主要事業開催状況

ふれあい館	畑	日置	西紀	味間	古市
1 各種相談者数(人)	13	8	11	23	15
2 地域訪問者数(人)	185	219	108	202	432
3 各種事業参加者数(人)※	1,229	958	1,068	5,185	2,034
4 ふれあい館貸館利用者数(人)	221	950	345	1,059	289
5 自由来館数(人)	503	142	353	1,293	589
合計(1~5)	2,151	2,277	1,885	7,762	3,359
6 館だより発行部数(部)	20,400	16,080	19,200	45,700	10,480
7 啓発紙等発行部数(部)	880	580	820	500	4,358

※地域交流事業、地域福祉事業及び社会調査・研究事業が含まれる

□ 児童館

1. 施策の目的

児童館は、「児童福祉法第 40 条」に規定されている児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。丹南児童館は、この目的に沿い、「遊びを通した子どもの育成」「家庭の子育て支援」「地域の子育て環境づくり」を柱としながら児童の健全育成の拠点としての役割を担っている。

児童のもつ要求をとらえ、それに対応する中で、創造性豊かに情操を高め、健康増進を図るために、次のとおり目標を定める。

- (1) 遊具や施設の提供を通じ、利用する児童の生活規律を養う。
- (2) 遊びを通して協力しあえる人間関係を育て、豊かな情操と健全な心身を養う。
- (3) 母親クラブ・子ども会の拠点施設として、地域団体などとの密接な連携と相互協力を図る。
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・学校・地域・関係機関との連携を図る。
- (5) 有益な伝統文化を継承しながら、それを活用し児童文化の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 各種事業

事業名	実施時期	実績 (R5)	活 動 内 容 (R5年度)
児童相談	随 時	19件	家庭における子どもの養育上の様々な悩み事について相談事業を行う。
広報活動	随 時	86回	養育上の情報を提供し館の事業内容などについて知らせる（広報紙、館だより他）。
図書の充実	随 時	18冊購入	図書を充実するとともに本に親しむ場づくりを行い、読書をとおして豊かな情操を培う。
なかよし学級(0歳～就学前)	週1回など5事業	54回、 延べ1,664人参加	集団の中で様々な体験をし、遊びを通して仲間づくりを進め、幼児の自主性・社会性を育てるとともに親子のふれあいの場づくりと幼児教育の知識を習得する。おはなし広場、つくしんぼ広場、つくってあそぼう、うたってあそぼう♪など。
交流活動	8事業	137回、 延べ1,164人参加	近隣地域の小学生を対象に、子どもたちと高齢者等と地域ぐるみの交流をとおして、仲間づくりを推し進め、心身共に健やかな児童を育てる。視察研修(神戸青少年科学館)、冬のお楽しみ会、進級おいわい会、子ども教室、TCまなびの広場。
まちの子育てひろば事業	3事業	18回、 延べ234人参加	毎日育児に追われているママの支援として、ほっと安心する温かいホットな場所を提供する。ほっとママ広場(小物入れ、筆ペンレッスン、布ぞうり作り、親子ヨガ)、子育てグループ支援。けん玉検定やこままわし検定の実施。

(2) 地域組織活動の育成

- ・中野母親クラブ、TCキッチン、子ども会の地域組織活動の育成助長
- ・子育てグループ「ひまわり」の活動支援など

【中野母親クラブ】

☆趣旨

家庭における児童の健全な育成を図るために、行政機関及び児童厚生施設などの活動とともに、地域住民の積極的な参加による地域組織活動が必要であり、そのため母親クラブ活動の一層の推進を図ることにより、家庭における児童福祉の向上に資するものである。

☆活動内容

- ① 児童の事故防止のための活動
- ② 児童育成に関する研修活動
- ③ 親子および世代間の交流活動
- ④ 児童福祉に寄与する活動（読書活動）
- ⑤ その他

平成29年3月に県知事から「ひょうご子育て応援賞」を受賞

【TCキッチン】平成30（2018）年に発足

☆趣旨

近隣地域の小学生を対象に子どもの居場所づくり支援を行う。料理作りや食事を共にするなど、子ども同士、また、地域の方との交流をとおして、仲間づくりを推し進める。さらには将来に向け望ましい食習慣や生活習慣の形成を図り、心身共に健やかな児童を育てる。

☆活動内容

- ① 子どもとともに料理作りをする活動
- ② 子どもに無料で食事を提供する活動
- ③ 本活動を広げる活動
- ④ その他



□ 平和活動推進事業

20世紀は戦争の世紀で、1年とて戦争の無かった年はありません。「戦争は、最大の人権侵害である」と言われるように、人権の定義は様々あるが、「生きること」をまず大前提としており、「生きる権利」を奪われる戦争が大きな人権侵害であることは言うまでもありません。

1 世界平和アピール七人委員会（下中財団との連携）

世界平和アピール七人委員会は、本市今田町下立杭出身の下中弥三郎氏（1878～1961年 平凡社創設者）が1955年（昭和30年）に提唱し、7人の知識人により結成された。下中氏没後50年の節目となった平成23年度に、政令市等で開催していたフォーラムを篠山市で開催した。その後、毎年度丹波篠山市で平和講演会を開催している。

令和5年度講演会

日時：令和5年9月9日（土）19時00分～21時00分

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：酒井 啓子（さかい けいこ）さん（千葉大学教授）

演題：「イラク戦争から20年 日本と国際社会はどう変わったか」

パネルディスカッション：酒井啓子さんを囲んで

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

参加者：49名

令和6年度講演会

日時：令和7年2月8日（土）午後

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：高村 薫（たかむら かおる）さん（作家）

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

2 平和ポスター展

8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、市民に平和の意義を啓発するため、平和首長会議からデータ提供を受けて、被爆の実相をポスター化したものと世界中の子どもたちが平和への思いを込めて描いた作品を展示した「平和ポスター展」を実施。平和被爆の実相、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを来庁する市民に啓発する。

展示期間：令和6年7月29日～8月9日

展示場所：市役所本庁舎1階市民ホール



3 平和の本コーナー

8月1日から8月15日の15日間中央図書館において幼児から小・中学生を中心に平和についての理解と関心を深めてもらえるよう、平和に関する主な書籍を配架した。



4 非核平和都市宣言

唯一の被爆国として、核兵器の非人道性と戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、本市では平成21年2月19日に「非核平和都市宣言」を制定した。

5 ウクライナ支援

2022年2月24日、ロシアがウクライナへ軍事侵攻したことに對し、3月3日にロシア大統領府への抗議文を發出し、大阪ロシア総領事を市長が訪問した。また、3月4日から、ウクライナ国民に心寄せ、市役所にウクライナ国旗を掲揚している。また、電力不足に陥っている冬のウクライナに使い捨てカイロを送った。

□ あいさつ運動

1. 施策の目的

丹波篠山市における人権を尊重したあたたかいまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域や職場等において、相手を認め合うあいさつ運動の推進に取り組むこととする。

その目的は、「一人一人が大切にされ、地域コミュニティが充実した面識のある地域社会を形成する」ことにある。

「地域住民がお互いを知っている。一人一人を大切に思い理解し合っている」社会を“面識社会”と言い、地域の連帯を深める“あいさつ運動”が、青少年の健全育成だけでなく、防災や災害時の減災、子どもの安全、地域の防犯にも効果的であると言われている。

あらゆる場面においてコミュニケーションの基本はあいさつから始まることから、市民あがてのあいさつ運動に取り組むことで、全ての市民が元気で明るい毎日を過ごせる安心・安全なあたたかいまちづくりを展開していく。

令和6年度においても、引き続き「春・冬のあいさつ運動強化週間」や「いいあいさつの日」等の取り組みを行い、啓発に努める。

2. 事業の概要

(1) いいあいさつの日

毎月1日、11日、21日に市職員が「啓発のぼり」を持ち、商業施設、各小中および特別支援学校に出向いて街頭啓発活動に取り組む。



大山小学校でのあいさつ運動

月	日	実施時間	実施場所
4月	1日	10:00～12:00	丹波篠山市役所
4月	11日	10:00～12:00	丹波篠山市役所
4月	21日	10:00～12:00	丹波篠山市役所

広報丹波篠山4月号

(2) あいさつ運動強化週間

「あいさつ運動」をさらに多くの市民に周知し、あいさつの重要性を啓発するため、強化週間を設けて、様々な取り組みを実施する。

春 令和6年5月13日(月)～19日(日)

冬 令和6年12月2日(月)～8日(日)

ア 朝の取り組み

平日朝(おもに7:40～8:10)

市役所街頭あいさつ運動の取り組み市内7か所

イ 市役所での取り組み

各部署で「あいさつリーダー」各1名配置

全職員が「あいさつ行動宣言」を作成し名札の下に着用

ウ 地域や職場へ広める取り組み

自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、学校及びPTAへ依頼文書及びチラシ送付。市広報紙、市ホームページに掲載。

(3) あいさつ運動啓発ポスターコンクール、作品展、表彰

第22回人権フェスタ展示イベント会場の丹波篠山市役所本庁舎市民ホール(12月9日～15日)で展示を行う。人権フェスタメインイベント(12月14日)において入賞作品の表彰を行う。

(4) あいさつ運動推進事業補助金

啓発に有効な対策を講じる団体(校区、自治会等)および小グループに対し、運動に要する資材等への補助金(団体上限3万円、小グループ上限1万5千円)を交付する。令和5年度は交付決定2団体、令和6年度は1団体。

(5) あいさつ運動市民委員会(年2回)

地域の盛り上がりによるあいさつ運動の展開をめざすために各種団体、各分野から幅広い提案をいただいている。

委員から、あいさつ運動を継続してきて、あいさつはコミュニケーションの基本であり、あいさつをすることによりお互いを認め合うということの大切さの理解が児童・生徒や地域に浸透してきている、との意見をいただいている。

○委員数: 16名(自治会長会、PTA、青少協、補導員協…、公募委員等)

(6) あいさつ運動啓発標語、表彰

あいさつの大切さを改めて認識するとともに、「あいさつ運動」の推進を通じてあいさつの大切さを啓発する標語の募集を行う。人権フェスタメインイベント(12月14日)において優秀作品の表彰を行う。



□ 差別解消に向けた取り組み

1 インターネットモニタリング

インターネット上の掲示板等をモニタリングすることで、本市に関わる差別書き込みに対して拡散防止に努めるとともに、差別事象に対する初動体制の確立を図る。

月1回、2ちゃんねる、5ちゃんねる、爆サイなど掲示板をモニタリングする。その中で、丹波篠山市、丹波篠山市民に関わる人権侵害にあたる差別書き込みがあれば、各掲示板等の削除要請基準に従って削除要請を行う。

検索用語は、「篠山 部落」「篠山 同和」「篠山 在日」「篠山 コロナ」など。

令和5年度から、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会へモニタリングの協力を依頼し、実施している。

2 令和6年度 市が参加費等を補助する各種研究大会

人権尊重のあたたかいまちづくりの実現に寄与することを目的に人権尊重の理念に対する理解を深め、自己研鑽ができるような各種研究大会に対して、参加費、交通費などを支援する。参加者は一般公募により選定する。

NO	研究大会名称	開催日	開催場所（募集人数）
1	兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会	R6. 7. 27	丹波篠山市（5名）
2	部落解放・人権夏期講座	R6. 8. 22～23	オンライン研修等（1名）
3	部落解放全国高校生集会/全国青年集会	R6. 8. 31～9. 1	東京都（2名）
4	兵庫県人権・同和教育研究大会中央大会	R6. 9. 29	赤穂市（3名）
5	部落解放研究全国集会	R6. 11. 19～20	神戸市（7名）
6	全国人権・同和教育研究大会	R6. 11. 30～12. 1	熊本県ほか（3名）
7	人権啓発研究集会	R7. 2. 4～5	檀原市（3名）

※公募市民のほか市職員、教職員が参加する大会もある。

□ パートナーシップ宣誓制度

人権推進課

1. 施策の目的

近年、LGBTQ+などの性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）に対する社会的関心が高まっているものの、依然として社会の理解が不足しており、多くの当事者が悩みや生きづらさを感じている。このような状況の中で、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増加しており、丹波篠山市でも令和5年4月1日からこの制度を開始した。

過去数年にわたり、丹波篠山市でも人権講演会や地区人権同和研究会でこのテーマを取り上げているが、令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査では「性的マイノリティの認知度」が48%であり、理解が十分とは言えない。また、誤解や偏見・差別も根強く残っている。

この制度の導入を通じて、市民や事業者の理解を深め、多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現を目指していく。

2. パートナーシップ宣誓制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対し、市がパートナーシップの宣誓書受領証を交付する。この制度は、結婚制度のような法的効力を有するものではないが、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を促進する取り組みを推進する。

この制度に基づくサービスとして、公営住宅の入居や犯罪被害者等支援金の給付が利用でき、また、民間企業でも携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生などのサービスが広がりつつある。

3. パートナーシップ宣誓制度の導入

令和5年4月1日から施行

4. 取組

- ・令和5年5月に1組目のカップル誕生
- ・丹波篠山市版リーフレットの作成
- ・市職員の職場学習の実施及び各課窓口へレインボーフラッグの設置
- ・性的マイノリティの方への特設電話相談業務（令和4年9月～）
- ・生き方の創造22号作成（令和5年3月全戸配布）
「性の多様性について考えよう」
～だれもが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～
- ・上記をテーマに各自治会住民学習を実施
- ・人権講演会開催（令和5年12月19日）
演題：「LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」
講師：仲岡 しゅんさん（うるわ総合法律事務所 弁護士）

5. その他

- ・令和5年4月1日 阪神・丹波9市1町パートナーシップ宣誓制度の取り組みに関する協定 締結（丹波市・丹波篠山市が加入）
- ・令和6年1月1日 阪神・丹波・淡路10市1町パートナーシップ宣誓制度の取り組みに関する協定 締結（淡路市が加入）
- ・令和6年4月1日 広域自治体間（大阪・京都・兵庫）連携の導入

□ 多文化共生教育

学校教育課

1 施策の目的

人権教育の視点を大切にした多文化共生教育を計画的に推進するとともに、母語支援や日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員の派遣を通して、個々の子どもたちの実態に応じた学習・生活面での支援を展開する。

2 事業の概要

母語が外国語であり、日本語指導を必要とする児童生徒等に対して、学校生活への早期適応を促進すること（児童生徒と学校、学校と家庭とのコミュニケーションの円滑化、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど）を目的として、対象児童生徒の在籍する学校へ、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣する。市単独事業については、令和2年度より NPO 法人篠山国際理解センターに委託している。

（現 状）

個々の外国人児童生徒の実態に応じた母語通訳支援・日本語指導を実施し、早期の生活適応及び学習支援を実施している。また、保護者に対しても、文書の翻訳や懇談時の面談等において支援を行い、家庭・学校が連携して対象児童生徒を支えるサポートを行っている。

なお、市の日本語指導員・母語通訳・翻訳支援員は、在留期間や児童生徒の実態をもとに、派遣回数等を定めている。特に令和6年度においては、支援の必要な外国人児童が5名入学した。市の日本語指導員等との連携を図りながら、学校生活への早期適応及び個々の状況に応じた適切な支援を行っている。

また、市教委主催の研修会を年に2回実施し、外国人児童生徒の支援の在り方について情報交換などを行っている。

（課 題）

県の多文化共生サポーター派遣や篠山国際理解センターに委託している日本語指導等の支援がなくなると校内だけでは十分な指導を行うことができず、学習の定着に課題が見られる。各校での受け入れ体制の確立や手立ての充実、指導教員の拡充が求められる。また、様々な国からの転入を受け入れているため、文化や育った環境の違いに対応できるような配慮と児童生徒への理解促進を学校でしていく必要がある。将来を見据えた時には、今後さらに幼小中連携を図り、継続的な指導・支援を行うことが大切である。

令和6年度において

専門的能力を有する外部団体（NPO 法人篠山国際理解センター）に外国人児童生徒支援事業を委託し、個々の状況に応じた適切な支援を行い、学校生活への早期適応を図る。そのために、委託した外部団体及び該当児童生徒在籍校との連携を密にし、よりよい支援を行えるよう取り組む。

【令和5年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 ①+②22人
(令和6年3月末時点)

支援体制	人数
①母語及び日本語指導	7
うち母語支援	7
うち日本語指導	6
②保護者支援のみ	15

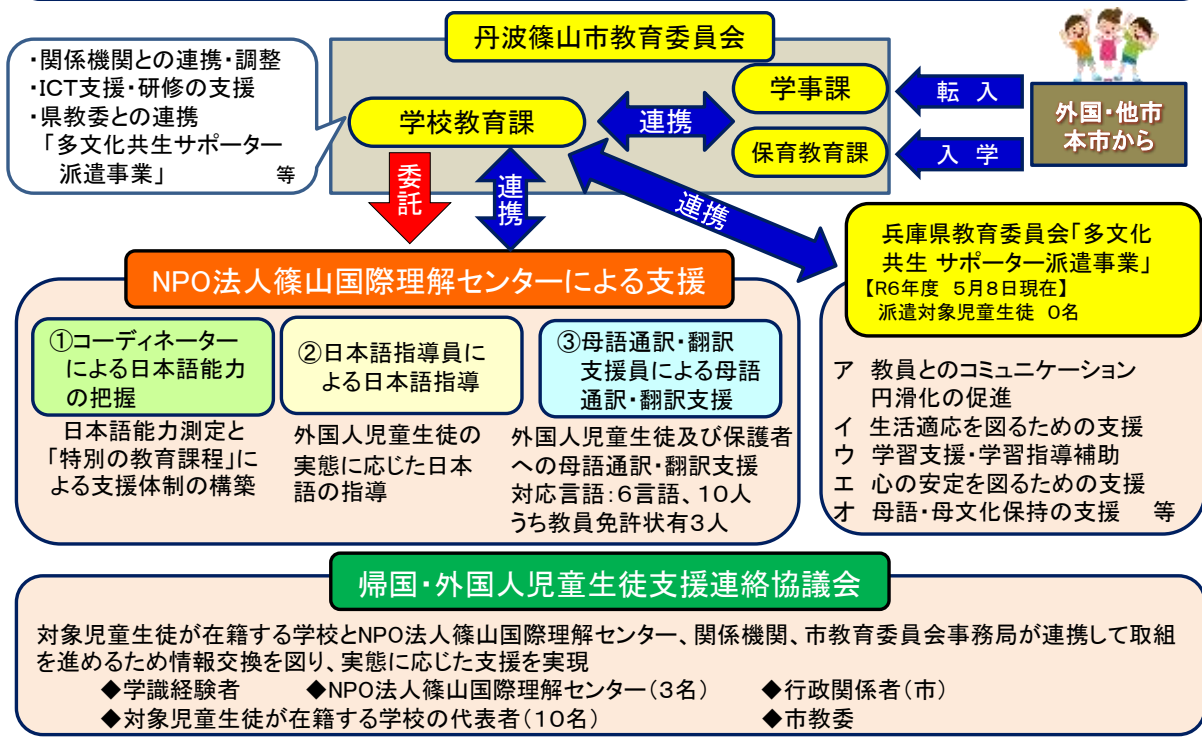
母語	人数
ポルトガル語	10
フィリピン語	3
中国語	4
ベトナム語 他	5

【令和6年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 ①+②26人

支援体制	人数
①母語及び日本語指導	9
うち母語支援	9
うち日本語指導	3
②保護者支援のみ	17

母語	人数
ポルトガル語	10
フィリピン語	3
中国語	4
ベトナム語 他	9

令和6年度 丹波篠山市 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業 支援体制の概要



□ 児童生徒の人権学習

学校教育課・教育研究所

1 施策の目的

児童生徒の人権意識・人権感覚を高め、様々な人権課題の解決に向けて、積極的に取り組むことができる児童生徒を育成する。また、教職員の人権感覚や更なる指導力の向上を図る。

2 事業の概要

各校においては、児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権学習に係る年間指導計画を発達段階に応じて作成し、全ての教育活動を通じて、自分や他者の大切さを認めることができる態度や資質の向上を図っている。

教育委員会においては、毎年、人権教育研修会を開催している。今年度は、講師先生のご都合により、当初の予定を変更して、10月に「性の多様性と学校での取り組みについて ～実践的指導力の向上をめざして～」をテーマに、11月には「部落差別解消のため実践的指導力の向上をめざして ～差別の歴史と実態をふまえて～」をテーマに、各校人権教育担当者及び希望者を対象に開催を予定している。

両研修会とも、差別や偏見の現状や実例とともに、学校現場や授業における教職員の実践的指導力の向上にポイントを置いている。「まずは知ること。そして、何に困っているのかを理解し、行動につなげること」「誰の立場で考えるのか」「ひとりひとりを大切にし、受け入れていくこと」「問題は何なのか」等々は、何も同和問題や性の多様性だけに限らず、全ての人権教育の根本であり、明日からの学校現場での私たちの役割を示唆していただける研修会にしていきたい。

今年度は、上記2回の研修会、県教委主催の人権教育研修会の他に、講師を招いての各校の校内研修会等も含めて、市内小中特別支援学校勤務の全教職員の人権意識の高揚と実践的指導力の向上に努めている。

また、人権推進課で実施されている「感謝の気持ちを届けよう～あなたに贈る『ありがとう』展～」への協力し、加えて中学校においては、第43回全国中学生人権作文コンテストに取り組んでいく。

(現 状)

各校においては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育課程に位置付けるとともに、主に道德の時間や社会科、総合的な学習の時間、特別活動の時間を中心に取り組んでいる。特に、①正しい事実・史実の理解、②身近な人権課題や社会問題について考える機会の設定、③「共感」から「実践」へ、の3点を人権教育の根底に据え、人権学習の充実に努めている。

(課 題)

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ事案、虐待事案、自傷行為、ネット上での人権問題、性の多様性、コロナウイルス感染症に係る人権侵害、ヤングケアラー等々、様々な人権課題が発生してきている。今後も、個別的な人権課題に関する正しい理解と授業の充実に軸として、教職員の研修を進め、人権意識を高めていくことが重要である。ただ、ここ2年間、各校においては、新たな人権課題に係る研修会や学習会に取り組む反面、同和問題に関する研修会等が減少していることは、今後の課題である。同時に、保護者や地域への積極的な啓発も大切にしていける必要がある。

令和6年度において

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、個別的な人権課題及び新たな人権課題についても取り組んでいく必要がある。市教委においては、「同和問題」「性の多様性」「ネット上における人権問題」に関する正しい理解と実践的指導力を高める研修会を実施予定である。また、令和3年度実施の意識調査を活かして、校内研修を一層充実させ、教職員の意識向上を図っていく。

人権教育研修会の実施状況

丹波篠山市教育委員会主催

年 度	研修内容	講 師
平成23年度	講 義 「部落問題を人権課題にどう位置づけるか」	上杉 聡(関西大学講師)
平成24年度	講 義 「同和問題の起こりと人権教育」	
平成25年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	松浦 明日香(城南小学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講 義 「新たな課題に対応した人権教育の推進について」	桑原 浩(たつの市人権教育資料編集委員)
平成26年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(今田中学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講 義 「篠山市における人権教育の取組や歩みについて」	森本 正己(篠山市人権・同和教育協議会会長)
平成27年度	講 義 「兵庫県における人権教育の取組や歩みについて」	北山 哲史(丹波市人権・同和教育協議会事務局長)
	講義・実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成28年度	講義「外国人の子どもの指導や支援のあり方について」	臼井 智美(大阪教育大学准教授)
	実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」 各校の活用状況について交流	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成29年度	講演「部落差別解消推進法と学校教育のあり方」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
平成30年度	講演「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」	日高 庸晴(宝塚大学看護学部教授)
令和元年度	講演「日常生活の中での差別解消に向けた取り組み」	細田 勉(部落解放同盟兵庫県連合会副委員長)
令和2年度	講演「学ぶ人権学習」近世身分をどのように教えるか	和田 幸司(姫路大学教育学部教授)
令和3年度	講義「学び続けて新たに気づく自分の中の差別心」	今井 進(丹波篠山市部落史研究委員会副会長)
	講義「部落問題を正しく認識するために～小中学生の人権学習の内容に即して～」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「気づきからはじめる身の回りの人権課題」	森田 恭弘(丹波篠山市人権推進課 人権教育指導員)
令和4年度	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」	前田 良(「Like myself」代表)
	講義「部落問題を自信をもって指導するために」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
令和5年度	講義「部落差別解消のための実践的指導力の向上をめざして」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」 ～実践的指導力の向上をめざして～」	前田 良(「Like myself」代表)
令和6年度	講義「部落差別解消のための実践的指導力の向上をめざして」 ～差別の歴史と実態をふまえて～」	兵庫県教育委員会人権教育課 指導主事
	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」 ～実践的指導力の向上をめざしてⅡ～」	前田 良(「Like myself」代表)

□ 事前登録型本人通知制度

市 民 課 ・ 人 権 推 進 課

1. 施策の目的

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

2. 事業の概要

平成25年度から「丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」（以下、本人通知条例）及び「同条例施行規則」に基づき制度の運用を開始し、平成27、28年度は、登録しやすい環境づくりに向けて条例や規則の改正を行い、人権フェスタなどで臨時窓口の開設を行いました。平成29年度には、各自治会等で行われます住民学習会において制度説明と申出書の預かりを行い登録者数の増加に努めるとともに不正取得の更なる抑止を図るため本人通知条例と個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定を行いました。平成30年度には、丹波篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正を行いました。令和元年度からは、各自治会等で行われる住民学習会において本人確認書類なしでの申出書の受付を行っています。

※本人通知制度に関する市の動き

平成25年 4月	事前登録型本人通知制度を開始
毎年5月	PRを含む冊子「21' 生き方の創造」配布
平成27年11月	有効期限の撤廃や全戸籍を対象とするなど登録しやすい環境づくりと効果的な制度とするため「条例」及び「規則」を改正
平成29年 6月	本人通知条例及び個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定
平成29年度	自治会ごとの住民学習会において制度説明と申出書受付
平成30年度	篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正
令和元年度～	自治会ごとの住民学習会において本人確認書類なしで申出書を受付

※臨時窓口開設・・・人権フェスタや人権講演会、マイナンバーカード出張申請会場など
※先進地事例研修・・・京都市、加東市、三木市、芦屋市、福知山市、高槻市、豊中市

3. 現状

令和6年6月末現在[参考：令和5年12月末現在]

事前登録者数：1, 817名 [1, 801名]

本人通知者数： 766名 [711名]

4. 今後の取り組み

PR冊子の配布や人権フェスタ等での臨時受付窓口の開設、自治会ごとの住民学習会において説明及び受付、市民課窓口での説明や受付を行い、登録者数の増加に努めるとともに不正取得の抑止を図っていきます。あわせて、今後も制度の充実を図るため、近隣自治体の動向を調査・研究を行いながら関係団体とも協議し、より良い制度の運用に向けた検討を行います。

□ 外国人住民支援

地域振興課

1. 事業の目的

丹波篠山市内には、令和6年3月末現在1,084人の外国人が居住され、市の総人口の約2.7%を占め、外国人住民は年々増加、多国籍化しています。そのうちベトナム人が最も多く464人で、外国人住民の約43%を占めています。

在留資格区分においては、最も多いのは特定技能1号の185人で、続いて多いのが永住者の181人となっています。

令和5年度に「丹波篠山市多文化共生推進基本方針」を策定し、この基本方針を基に、日本語の理解が困難で日常生活に支障がある外国人住民への通訳者の派遣や相談窓口の開設等、外国人市民が安心して暮らせる明るい地域社会の構築に向けて取り組みを進めます。

2. 事業の概要

(1) 外国人住民生活支援通訳ボランティア派遣業務

- ・言語 タガログ語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語
- ・利用料 無料（市外の場合、交通費実費）
- ・利用方法 事前予約
- ・利用時間 1回2時間まで（原則）

(現 状)

令和5年度の派遣件数は85件（前年度92件）でした。

通訳言語はポルトガル語が77件と大半を占めています。

通訳依頼内容では、療育手帳・特別児童扶養手当申請、その他子どもの発達支援にかかる検査等も含め、子どもの療育（発達支援）に関する対応が多く見られました。

また、児童扶養手当申請や教育委員会・学校・こども園等での通訳もあり、家族で定住し、子どもを育てるブラジル人住民に対する対応もありました。

(2) 外国人住民支援相談業務

- ・相談言語 タガログ語、中国語、ポルトガル語、英語
- ・相談場所 NPO 法人篠山国際理解センター
- ・相談日時 毎週水曜日 午前9時から正午
- ・相談料 無料

(現 状)

令和5年度の相談件数は166件（前年度199件）でした。

相談内容としては、「教育」32件、「医療」29件、「社会保障」26件、「暮らし」24件などの相談が寄せられたが、前年度に比べて33件の減となりました。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は1件のみでした。この感染症流行の落ち着きとともに人の流れも落ち着き、昨年度32件あった「出入国」相談も10件と減

少しでしたが、例年並みに戻ったといえる一方で、コロナ禍で借り入れた社会福祉協議会の特例貸付等の返済が始まり、なかには返済困難事例が見られ、返済猶予や免除相談、免除申請への対応などがありました。これらを含め「社会保障」相談が26件と、前年度に比べて16件の増となりました。

また、外国人住民に関係する行政事務を行っていく上での問題点等について、関係課とNPO法人篠山国際理解センターにおいて、庁内関係課連絡会議を開催し、情報共有を行っています。

◎外国人住民支援に関する庁内関係課連絡会：8月9日実施

(課 題)

1. 技能実習等により転入される外国人が多く、受入れ事業所や監理団体に日本語の研修が実施されていますが、日本語を学習する場のニーズは存在し、言語の壁を乗り越えるための支援の拡充が求められています。
2. 医療機関等での通訳対応や、事業所との関わりを持たれていない外国人市民に対する迅速・確実な行政情報の提供、相談窓口の体制も課題となっています。
3. 外国人住民への周知の方法として、やさしい日本語の使用に向けた職員に対する研修会の実施等を検討していく必要があります。

(取 組)

市内の外国人市民のリーダー的な方と「丹波篠山市外国人市民共生会議」を開催し、情報共有や意見交換を行っており、今後も継続して実施し、よりよい多文化共生の地域社会の構築のため、意見交換等を行っていきます。

《令和6年度の取り組み方針》

外国人住民の増加や多国籍化等により、外国人住民に対する配慮や支援が必要となっていることから、丹波篠山市多文化共生推進基本方針を策定しました。

この基本方針において、「コミュニケーション支援」「暮らしやすさの向上」「多文化共生を推進する地域づくり」「多文化共生推進体制の強化」の4つの柱を設け、これまでに以上にNPO法人篠山国際理解センターと連携、協働を図りながら、誰もが安心して暮らせるように外国人住民支援に取り組んでいきます。

外国人在住者国籍別人員調査票

令和6年6月末現在

	人 員																			R6.6末	増 減 (R6.6-R5.12)	前 回 比 (R6.6/R5.12)
	H25.12末	H26.12末	H27.12末	H28.12末	H29.12末	H30.6末	H30.12末	R元.6末	R元.12末	R2.6末	R2.12末	R3.6末	R3.12末	R4.6末	R4.12末	R5.6末	R5.12末					
総 数	490	451	481	529	622	687	773	785	864	864	893	920	890	956	1012	1023	1055	1057	2	100.2%		
ブラジル	136	112	128	141	156	163	184	169	209	215	213	193	166	148	155	152	154	141	△ 13	91.6%		
韓国・朝鮮	86	84	83	84	85	85	81	79	79	79	76	71	68	68	68	68	65	65	0	100.0%		
中国	79	71	69	71	76	73	64	69	70	70	77	77	62	64	66	63	65	63	△ 2	96.9%		
ベトナム	73	66	74	100	151	204	264	282	327	316	333	397	405	430	445	439	457	462	5	101.1%		
フィリピン	50	53	61	68	80	88	101	99	96	98	95	103	105	106	106	110	102	114	12	111.8%		
タイ	11	15	15	14	12	12	14	15	15	15	15	4	4	18	36	36	35	33	△ 2	94.3%		
米国	12	13	13	11	13	14	16	15	13	11	10	9	9	9	11	10	13	13	0	100.0%		
ペルー	5	5	5	4	3	3	3	3	4	6	9	6	6	6	7	6	6	6	0	100.0%		
カナダ	6	5	6	5	5	5	4	2	2	3	3	3	4	5	3	4	4	3	△ 1	75.0%		
英国	6	5	5	5	5	5	6	6	5	5	6	6	6	6	4	5	5	5	0	100.0%		
ネパール	6	6	5	9	11	10	10	9	8	10	10	10	12	14	16	19	17	11	△ 6	64.7%		
フランス	2	1	1	1	1	1	1	2	4	5	3	1	1	1	1	2	1	1	0	100.0%		
ラオス	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%		
ドイツ	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	3	3	4	4	4	4	0	100.0%		
ニュージーランド	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	0	100.0%		
ミャンマー	0	0	0	0	0	1	1	3	4	7	7	8	9	30	32	35	51	55	4	107.8%		
バングラデシュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	0	100.0%		
カメルーン	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		
スリランカ	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	3	4	5	4	5	3	△ 2	60.0%		
台湾	0	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%		
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		
インドネシア	0	1	2	2	10	10	5	4	4	4	4	5	4	16	19	31	31	40	9	129.0%		
メキシコ	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	0	100.0%		
シンガポール	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	1	△ 1	50.0%		
南アフリカ共和国	0	1	0	0	1	0	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	△ 1	50.0%		
インド	0	0	0	0	0	0	3	3	3	2	2	2	1	2	2	3	4	4	0	100.0%		
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	3	3	2	3	1	1	1	6	3	3	5	2	166.7%		
コロンビア	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	100.0%		
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	#DIV/0!		
チェコ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!		
トリニダード・トバゴ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	#DIV/0!		
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	8	9	10	10	9	△ 1	90.0%		
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	100.0%		
ガーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	100.0%		
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	△ 2	0.0%		
パラグアイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	△ 1	0.0%		
セネガル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	100.0%		
シリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	300.0%		
国籍取得中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	#DIV/0!		
主な増減理由	市内企業における外国人労働者の受け入れの拡大により増加したものと考えられます。																					

□ 日本語教室

社会教育・文化財課

1 施策の目的

外国人住民等を対象とした日本語教室及び学習支援教室を開講し、教育的支援を進める。

2 事業の概要

特定非営利活動法人 篠山国際理解センターに業務を委託し実施している。

(1) 日本語教室「うりぼう」の開講と運営

外国人住民の学習支援を目的とした日本語教室「うりぼう」の開講、運営

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講と運営

外国籍児童生徒及び日本国籍であるものの両親のどちらかが外国籍である児童生徒に対する学習支援を目的とした学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講、運営

3 令和5年度の状況

(1) 日本語教室「うりぼう」

①学習者：25名

(内訳)

米国 6、ベトナム 5、パキスタン 3、ブラジル 2、英国 2、
南アフリカ・ミャンマー・シンガポール・フランス・タイ・
ニュージーランド・カナダ 各1

②支援者：15名

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」

①学習者：15名（小学生13名、中学生2名）

(内訳)

ブラジル 9（内、2名は中学生）、パキスタン 3、フィリピン 2、
英国 1

②支援者：15名

4 今後の計画（令和6年度において）

外国人住民への日本語教育について、特定非営利活動法人 篠山国際理解センターと現状及びニーズを共有し、受講者にとってよりよい教室になるよう連携を深め教育的支援を進めています。

今後も受講者のニーズに添った日本語教室・学習支援教室として、より一層充実した教室となるよう取り組みます。

□ 市職員研修

総務課

1 施策の目的

人権意識を高め、様々な人権課題の解決に向けた市の施策に積極的に取り組むことができる職員を育成する。また、あらゆる業務分野において市民や来訪者と接する際に、適切な人権感覚を持って対応できる能力を養う。

2 事業の概要（令和5年度実績）

(1) 職場学習会（丹波篠山市の単独研修）

「職場の人権意識を高めよう～性の多様性について さらなる理解に向けて～」をテーマに、職場単位（27グループ）での学習会を実施した。LGBTQ+を取り巻く現状などについて理解を深め、アウティング事案から性の多様性の問題に直面した時の対応について考えることで、職場の人権意識を高めることができた。この学習会に先立ち12月13日に学習リーダーに対して事前研修会を開催した。

(2) 人権研修

人権推進の取組を確かなものにするためには、垂範する市職員の高い意識が不可欠である。12月19日に開催された人権推進課が主催する人権講演会「LGBTと性の多様性をめぐる人権課題」を管理職職員研修として位置付けた。

(3) 職場接遇推進員研修会（丹波篠山市の単独研修）

市民に親しまれ、信頼される明るい市役所づくりを実現するため、各職場に接遇推進員を置いている。「障がいのある方への接遇」をテーマに12月18日に推進員研修を実施した。また推進員が中心となって課単位の職場研修を行った。

(4) 新規採用職員研修（丹波市との合同研修－丹波公務能率推進協議会－）

丹波市等と合同で実施する新規採用者を対象とした研修の中で、行政職員に求められる人権意識を高める学習の場を設定している。4月4日に実施され、理解を深めた。

(5) 県人教、市同教主催研究大会等への参加

- ①人権・同和教育セミナー2023→8月～2月（全5回）
- ②みんなの人権を考える映画会→8月11日
- ③人権史跡フィールドワーク→8月27日
- ④丹波篠山市人権・同和教育研究大会→12月9日

この他、兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会、兵庫県人権教育研究大会中央大会にも参加した。

3 今後の展開

職員は、上記研修に加えて、住民学習や地域活動に関わる中で、自己研鑽・啓発に取り組んでいる。「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」の趣旨を踏まえた日々の実践や市民対応につながるよう、研修を継続することで人権意識の向上・深化に努めていく。今後も職場学習会のテーマを「人権問題」とし、研修を継続して行う。

□ 障がい福祉

社会福祉課

1 現状と課題

平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がいのある人に対する合理的配慮について規定され、令和6年4月からは事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。しかし、同法に規定されている社会的障壁である利用しにくい施設や制度、障がいのある人への偏見などが現在も存在しています。

障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、障がいのある人についての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

丹波篠山市におきましても、これまでから障がいのある人もない人も一同に会しての催しなど様々なことに取り組んできました。

今後もこれまで取り組んできたことを継続していき、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいのある人に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

また、平成27年4月に「丹波篠山市みんなの手話言語条例」が施行され、その理念を実現すべく、「手話施策推進方針」を策定し、様々な取り組みを進めています。引き続き手話を言語として認め、市民誰もがそのことを理解し、いつでも自由に手話を使える地域社会となるように取り組むとともに、障がいのあるすべての人の社会参加の実現をめざす取り組みを進めます。

2 推進の方向

① 障がいに関する理解促進

ア 学習機会の拡充

「丹波篠山市みんなの手話言語条例」を推進するため、広く市民を対象とした「手話出前講座」や小中学校の総合学習で「手話体験」、また、各自治会で「手話」をテーマに人権学習に取り組むなど理解促進を図ります。

■令和6年度の取り組み

- ・「手話出前講座」の開催 → 随時
- ・小中学校、高等学校の総合学習での「手話体験」の実施
- ・各自治会での「手話」をテーマにした人権学習の実施
- ・『丹波篠山市みんなの手話言語条例』制定10周年事業の開催によるろう者等の理解促進

イ 啓発活動の推進

障がい施策を市民の理解を得ながら推進するため、障がい福祉サービス事業所、民間事業所、マスコミなどの協力によるきめ細かい啓発活動を行います。

また、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対す

る理解と認識を一層高めるため、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等と連携して毎年12月の「障害者週間」に実施する啓発活動などを更に充実させ、様々な場において障がい特性や配慮について周知します。

■令和6年度の取り組み

- ・防災担当部署と連携して、障がい者や高齢者等の災害時要支援者への災害時の支援のあり方を考える「誰ひとり取り残さない避難訓練事業」として、黒田地区において、避難訓練を実施
- ・丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等との連携による12月の「障害者週間」にかかるチラシ配布

ウ 教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるためのパンフレット等を障がい者団体等と協力して作成し、必要な人々や機関に提供します。

■令和6年度の取り組み

- ・「障害者週間」にかかるチラシ作成

② 障害者差別の禁止

ア 合理的配慮の推進

障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。

■令和6年度の取り組み

- ・各種フォーラム等への手話通訳者・要約筆記者の配置周知

イ 差別解消のための体制構築

「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別に対し、適切な相談対応につなげることや、情報提供を行っていくことができるよう、体制整備を進めます。

■令和6年度の取り組み

- ・「ふくしの総合窓口」や「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「障がい者相談支援センター」等において、漏れのない相談体制を整えています。

③ 地域での交流促進

ア 交流の場づくり

これまでから多くの障がいのある人などが集う催しとして、「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」等の活動を推進していき、障がいのある人や誰もが交流できる場づくりを進めます。

■令和6年度の取り組み

- ・「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」の開催

④市民参加事業を通じた交流促進

ア 障がい者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、障がい者作品展等の障がい者参加事業を推進します。

■令和6年度の取り組み

- ・障がい者スポーツフェスティバルの開催
- ・障がい者グラウンドゴルフ大会の開催
- ・兵庫県による障がい者作品展出展の促進

□ ひきこもり対策

社会福祉課

「ひきこもり」とは、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことです。「ひきこもり」は病気ではありません。社会現象を表す用語であり、概念です。ひきこもり状態にある人には社会的ひきこもりに加え、精神障がいや発達障がいが原因と考えられる人も多くいます。

1 施策の目的

社会にとって、ひきこもり問題は、その背景に様々な要因が複雑に絡み合っていることから、多分野の関係機関が連携し、長期的に支援していく必要がある。

ひきこもりの支援関係者が、ひきこもりの方の心理状況や対応について理解を深めるとともに、地域において包括的な支援が展開できるよう、関係機関の連携を促進することを目的とする。

2 事業の概要

本市においては、「ひきこもり支援検討委員会」で支援の検討を行っているとともに、若者たちの活動拠点である遊び村の運営や兵庫ひきこもり相談支援センターとして活動されているNPO法人「結」と連携した相談対応、ひきこもりに関する講演会の開催やパンフレットの配布等、ひきこもりに関する理解を深めるための普及啓発に努めるなど、ひきこもり対策に取り組んでいる。

また、ひきこもりの実態に関するアンケート調査（平成24年度、27年度、令和3年度実施）で把握したケースや相談を受けたケースについて、関係機関と連携しながら継続的に支援を実施している。

3 令和6年度の取り組み

(1) ひきこもり支援検討委員会の開催（年間2回開催予定）

（委員） 民生委員、主任児童委員、丹波健康福祉事務所、NPO法人「結」、地域活動支援センター「ほっと」、ひきこもり当事者家族会、社会福祉協議会、家庭児童相談員、学校教育課長、保健福祉部長、健康課長、長寿福祉課長

- ・ひきこもりケースへの介入方法や支援施策の検討
- ・相談先の周知やひきこもりの方の理解促進

(2) ひきこもり支援専門部会の開催

ひきこもり支援担当で専門部会を開催し、個々のケースに応じた介入方法について検討する。

□ 児童福祉

社会福祉課

1 令和5年度の取り組み

④ 児童虐待の防止

ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

- 相談員 2名（西山 逸男、清水 麻喜子）
- 令和5年度実績 相談件数 93件（うち虐待相談件数 17件）

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

- 協議会委員数 代表者会議 21名
実務者会議 28名
- 会議開催 代表者会議 1回
実務者会議 5回（うち進行管理部会 3回）
個別支援会議 3回
情報共有会議 2回
- 児童虐待防止推進月間（令和5年11月）の活動
 - 1. 啓発活動
 - ①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載
 - ②公共施設等でのティッシュ設置（市民センターほか 計19施設）
 - ③教職員等へのチラシ配布（延べ教職員数 750人）
 - ④公共施設へのポスター配布（延べ施設数 60施設）
 - ⑤懸垂幕、横断幕の設置（本庁・第2庁舎、各支所5カ所 計7カ所）
 - ⑥スクールバスへのマグネットシートの設置
 - 児童虐待防止研修会の開催（令和5年11月6日開催）
 - 要保護児童の相談・通報件数 50件（うち虐待（疑い含む）9件）

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）の設置。

② いじめ対策

ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備及び

必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

- 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会
委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、
弁護士1名）
令和5年度開催回数 2回

③ 子どもの貧困対策

ア 各種手当支給事業

○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。

○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

○ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

イ ひとり親家庭への支援

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

- 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

- こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加
社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。
- 子どもの食の応援事業
新型コロナウイルス感染症又は電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響等を受けている子育て世帯の生活を支援するために、子どもやその保護者を対象に、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。（交付団体：6団体）

2 令和6年度の取り組み

① 児童虐待の防止

ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

- 相談員 2名（西山 逸男、清水 麻喜子）

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

- 協議会委員数 代表者会議 21名
実務者会議 28名
- 児童虐待防止推進月間（令和6年11月）の活動予定
 1. 啓発活動
 - ①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載
 - ②民間商業施設でのティッシュ配布
 - ③教職員等へのチラシ配布
 - ④公共施設へのポスター配布
 - ⑤懸垂幕、横断幕の設置
 - ⑥スクールバスへのマグネットシートの設置
 2. 児童虐待防止研修会の開催

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）設置の検討。

② いじめ対策

ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備及び必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

○ 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会

委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、弁護士1名）

③ 子どもの貧困対策

ア 各種手当支給事業

○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。※10月分より制度改正により拡充予定

○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

※11月分より制度改正により拡充予定

○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

イ ひとり親家庭への支援

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修

了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

○ こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加

社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。

○ 子どもの食の応援事業

新型コロナウイルス感染症又は電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響等を受けている子育て世帯の生活を支援するために、子どもやその保護者を対象に、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。

□ 高齢福祉

長寿福祉課

(1) 高齢者の安心・安全の確保

1 現状と課題

認知症や様々な疾病により、判断能力や理解力が不十分になると、養護者や介護施設従事者から虐待や不適切な介護を受けている可能性が高くなります。また、特殊詐欺等の被害にも遭いやすくなります。

丹波篠山市では、高齢者に対して、関係機関と連携し、認知症の正しい理解を進め、虐待や不適切介護の防止や特殊詐欺等の権利侵害の早期発見や防止、適切な支援を行う体制づくりに取り組むとともに、成年後見制度等の周知啓発や利用支援などを進めています。

2 推進の方向

①高齢者への虐待防止と権利擁護の推進

- ・権利擁護委員会及び権利擁護ネットワーク連絡会議を開催し、権利擁護支援体制の評価・見直しを行うとともに、関係機関の連携強化を継続的に図っていきます。
- ・民生委員・児童委員等の支援者や市民を対象に権利擁護市民フォーラムを開催し、権利擁護に関する周知啓発を行います。
- ・自治会の住民学習や各種団体の研修会へ積極的に出向き、事例等を活用して理解が得られるように周知啓発を行います。また、様々な機関から成年後見制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、関係機関に対する研修事業も引き続き実施します。
- ・ふくし総合相談推進室と市の窓口業務を担う部署や関係機関との連携を図り、高齢者虐待等の早期発見の体制を強化します。
- ・行政・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・権利擁護サポートセンター職員が有識者を交えた事例検討を行い、資質向上を図ります。

②成年後見制度の啓発、推進

- ・高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（中核機関）を中心に成年後見制度の利用促進を図っていきます。
- ・高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（中核機関）や市、地域包括支援センター等の関係機関が、パンフレットの配布やホームページへの情報掲載、自治会の住民学習や研修会での出前講座等を通して、成年後見制度の周知啓発を行います。
- ・様々な機関から成年後見制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、

関係機関に対する研修事業も実施します。

- ・成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・成年後見審判申立審査会の適正な審査を経て、積極的に市長申し立てを行い成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・権利擁護支援者養成講座を実施し、市民後見人だけでなく法人後見支援員や日常生活自立支援事業の支援員などの権利擁護支援の人材育成を行います。
- ・市民後見人の養成に加えて、法人後見の新たな担い手の必要性についても検討を行います。

■令和5年度・6年度の取り組み

- ・権利擁護委員会の開催
- ・権利擁護支援者養成講座の開催
- ・高齢者・障がい者権利擁護専門相談会の開催
- ・高齢者虐待対応専門チーム会議の開催
- ・介護支援専門員に向けての高齢者虐待予防・早期発見チェックシート配布
- ・成年後見制度市長申立ての適切な活用（審査会の開催）
- ・生活保護受給者や生活困窮者の後見人等への報酬等助成

（2）認知症施策の推進

1 現状と課題

認知症は誰もがなりうるものであり、本人はもとより、介護者の負担も非常に大きくなり、時には、不適切な言動や虐待となる可能性があります。

丹波篠山市では、認知症のある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう住民と行政による支援体制を強化していきます。また、認知症施策推進大綱に基づいて「予防」と「共生」の観点から施策を推進し、認知症の早期発見・予防対策や認知症の正しい理解についての啓発、相談体制の強化、認知症のある方とその家族への支援などに取り組んできました。今後は、本人や家族の応援者である認知症サポーターの活躍の場を構築していくとともに、令和5年6月に制定された「認知症基本法」に基づき、本人が希望を持って暮らすことができるよう、本人を中心とした認知症施策を推進していきます。

2 推進の方向

①認知症の早期発見・早期対応・予防対策の推進

- ・認知症予防と早期発見について周知していくために、医療機関の協力を得て認知症予防検診等を実施します。また、本人や家族がもの忘れに気づいた時に相談し、支援につなぐことができる体制について、丹波篠山市医師会とも協議していきます。

- ・本人や家族だけでなく、民生委員や周囲の人がもの忘れに気づいた時に相談する窓口として「もの忘れ相談センター」や「地域包括支援センター」を広報やホームページ、SNS等を活用して周知していきます。
- ・認知症や軽度認知障がい発症を予防するためにも、子どもの時からの食育や健康づくり、成人期での生活習慣病予防の啓発や検診の推進に努めます。
- ・高齢者大学等のつどいの場を活用し、軽度認知障がいについて周知していきます。
- ・ささやま認知症支援チームで対応した事例を市民に周知し、認知症や軽度認知障がいの早期発見・対応の大切さを啓発します。
- ・かかりつけ医やもの忘れに関する専門医への受診など、早期受診につながるように、市民に周知してきます。

②認知症の正しい理解について普及啓発

- ・認知症のある方へ適切な対応ができる店舗が増えるよう、認知症サポーター養成講座の受講について企業にも積極的に働きかけていきます。また、市職員に対する認知症サポーター養成講座も実施していきます。
- ・教育委員会や学校関係者にも児童・生徒への認知症キッズサポーター養成講座の受講を働きかけ、老化や認知症について正しく知り、高齢者や認知症のある方の思いや気持ちの理解、接し方等を学び、子どもたちも地域の一員であることの認識を高めていきます。
- ・認知症サポーター養成講座を通じて、単に認知症のある方への関わり方を伝えるだけでなく、認知症は「怖い」というマイナスイメージを払拭し、認知症になっても周囲の支援があれば大丈夫だと思えるよう、できる力に目を向けていけるように講座の内容を検討していきます。
- ・認知症キャラバン・メイトの増加につながるよう、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座を継続的に実施していきます。
- ・認知症を正しく理解する機会として、市民フォーラム等を継続的に開催します。また、9月の認知症月間に合わせて、ポスター掲示や街頭キャンペーンなど、市内の医療機関や薬局、事業所、商業施設等の協力も得ながら、認知症に関する周知啓発活動を実施し、全市的に認知症について考える契機づくりをします。

③認知症ケアの充実

- ・認知症のある方やその家族と地域との関係づくりを行うため、個別地域ケア会議の開催を継続していきます。
- ・認知症ケアの向上を目指し、介護サービス事業所で対応に苦慮するケースを把握し、解決できるように、「高齢者こころの相談」を活用するなど、専門医と連携できる場を作っていきます。また、介護サービス事業所のニーズに合った研修会を開催していきます。

④認知症のある方とその家族への支援

- ・ 本人や家族が現状を把握し、病状の進行段階に合わせた社会資源を本人や家族自身が選択できるように、効果的な認知症ガイドブックの見直しを含め、活用方法を検討していきます。
- ・ 認知症カフェの開設を圏域にとらわれず、身近な場所でのつどいの場の構築を検討していきます。また、認知症カフェを認知症サポーターの活躍の場に位置づけ、誰もが参加しやすいつどいの場づくりに努めます。
- ・ 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも情報共有しながら、認知症サポーターが活躍できる場を開拓していくとともに、認知症地域支援推進員と認知症サポーターが連携し、認知症のある方やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築について検討し、実施していきます。
- ・ 介護者が求める知識や技術が学べる研修会を開催し、家族介護者の介護負担が軽減できるよう努めます。
- ・ 認知症のある方が外出された際の見守り支援事業である認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの推進と認知症高齢者等位置探索サービス利用助成事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について介護支援専門員や民生委員・児童委員、篠山警察署等と協力して、さらに周知・啓発していきます。

■令和5年度・6年度の取り組み

- ・ 「みんなで認知症を考える月間」一斉啓発
- ・ 認知症フォーラム（若年性認知症に関する映画「オレンジ・ランプ」上映会開催（※令和6年度）
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 「もの忘れ相談センター」での相談・支援
- ・ 「ささやま認知症支援チーム」による早期支援と対応
- ・ 認知症カフェの立ち上げ・運営支援
- ・ 認知症対策会議の開催
- ・ 認知症キャラバン・メイト連携会議の開催
- ・ 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業の実施
- ・ GPS端末利用初期費用の助成

（3）重層的支援体制整備

1 現状と課題

近年、8050問題や介護と育児のダブルケアをはじめとするひきこもりやヤングケアラーの問題など、課題が複雑化・複合化した相談が増加しており、制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

丹波篠山市では、このような複合化・複雑化した相談の課題を整理し、必要な支援関係機関につなぐ「ふくし総合相談窓口」を平成23年7月に設置しました。さらに平成31年度には、「ふくし総合相談窓口」での相談支援機能の強化を図るため、社会福祉課と長寿福祉課の専門職で構成する総合相談・支援グループを設置し、令和3年度に包括的相談支援体制の強化と重層的支援体制整備事業への取り組みを検討するため、「ふくし総合相談推進室」を設置しました。

「ふくし総合相談推進室」では、複雑化・複合化した課題を解きほぐし、適切な支援機関へつなぎ対応を行っていますが、既存の制度やサービスでは限界があります。

今後は、サービスや制度の活用だけでなく、住民同士が気かけ合い、助け合う環境の中で「生きづらさ」を抱えている人に寄り添い、伴走し、人と人、人と地域をつなぐことの重要性が求められています。判断能力が十分でない高齢者や虐待(不適切な介護を含む)を受けている高齢者に対しては、関係機関と連携し、適切な対応を図ることが求められます。

2 推進の方向

①属性を問わない相談支援

- ・高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援体制を維持しつつ、各相談窓口では、相談者の属性に関わらず、その相談を受け止める「断らない相談」支援に取り組みます。
- ・各相談窓口の相談員のスキルアップを図り、解決が難しい課題や多分野に係る課題には、関係機関がチームで対応する体制を強化していきます。

②多機関協働による支援

- ・複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。
- ・各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、重層的支援会議等を開催し、支援プランの作成や適切な支援となっているのかの評価等について協議を行います。
- ・庁内外の関係機関で構成するトータルサポート連絡会では、関係機関の連携強化及び意識の醸成や各相談窓口相談員のスキルアップを図ります。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援

- ・社会や人との関わりが困難な人、長期にわたりひきこもりの状態にあり、必要な支援が届いていない方やその世帯に対し、訪問活動等により状況把握を行います。
- ・支援関係機関や地域の関係者と連携し、本人やその世帯に寄り添い、時間をかけて本人との信頼関係を築き、必要な支援を届ける取り組みを進めていきます。

④参加支援（令和7年度から実施予定）

- ・市内には、自治会やボランティアの方が実施されているサロンやカフェ、子ども食堂などがあります。また、就労支援やひきこもり支援の分野では、居

場所や就労の場の提供及び当事者との関係づくりのための事業を実施しています。まずは、既存の社会参加の取り組みや制度の周知を図っていきます。

- ・既存の社会参加の取り組みや制度では対応できない制度の狭間の個別ニーズに対しては、新たな社会資源の開拓や、既存の社会資源の拡充など、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューの創設を図っていきます。

⑤地域づくりに向けた支援（令和7年度から実施予定）

- ・丹波篠山市社会福祉協議会が実施する地区福社会議において、地域住民の方と地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを実施する中で、互助による地域づくりを推進していきます。
- ・高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場などを整えていきます。

■令和5年度・6年度の取り組み（本格実施に向けた移行準備期間）

- ・庁内連携の推進
- ・本格実施への移行に向けた取り組みの検討
- ・多機関協働事業における複雑・複合化したケースへの対応
- ・アウトリーチ等を通じた継続的な相談対応と支援
- ・支援関係機関への制度周知
- ・地域課題や社会資源の把握
- ・整備が必要な社会資源の把握
- ・参加支援事業実施方法等の検討